

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					町たばこ税に係る事務	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.		0115-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	町たばこ税納税義務者
	受益者	町民
意図	製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者(以下「卸売販売業者等」)が町内の小売販売業者に売り渡したたばこに対する適正な課税と税収の確保を行う。	
手段	・納税義務者は卸売販売業者等 ・納税義務者からの申告内容をチェックする。 ・申告内容が正しければ、納付額を起票する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	制度の趣旨から町が実施する必要性がある。
成果に対する「有効性」	A	申告内容を確認し適正な賦課と徴収を行う。
事務事業内容の「効率性」	A	従来よりコスト削減に努めており、現状ではこれ以上の削減は困難である。
実施に係る「緊急性」	A	地方税法に基づく事務である。

課題 (若しくは「問題」等)

税率の引き上げにより税収は減少傾向にある。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申告内容のチェック回数	回／月		1	1	1	1	
	納税額の起票回数	回／月		1	1	1	1	
成果指標	たばこ税の収納率	%	目標値	100	100	100	100	
			実績値	100				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

改善改革(案)

町内でたばこを買うよう広報周知を行う。

管理No.	0115-000	名称	町たばこ税に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.05／人・年	部署名	税務課 賦課係
【月次処理】 製造たばこの製造者等が、毎月初日から月末までに売り渡したたばこに係る税額を、翌月末日までに町に対し申告し納付を行う。 申告されたたばこの本数については、県に対し町に申告があった翌月の20日までに市町村たばこ税課税標準数量調査票により報告を行う。 税額 1,000本あたり6,122円(令和2年10月1日から)									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					介護保険制度における保険料賦課に係る事務	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.		0116-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	介護保険第1号被保険者
	受益者	町民
意図	介護が必要な方を家族や社会全体で支えるため、介護保険料の適正な賦課と保険料の確保を行う。	
手段	・介護保険料の月次賦課、変更決定(毎月) ・介護保険料の当初賦課(6月) ・決定通知書の発送 ・転入者の所得照会 ・問合せ対応	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	制度の趣旨から町が実施する必要性がある。
成果に対する「有効性」	A	適正な保険料の賦課と徴収を行う。
事務事業内容の「効率性」	A	従来よりコスト削減に努めており、現状ではこれ以上の削減は困難である。
実施に係る「緊急性」	A	介護保険法に基づく事務である。

課題 (若しくは「問題」等)

高齢者増加傾向にあり、3年に一度保険料の見直しがある。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	賦課処理のチェック回数	回／月		1	1	1	1	
	保険料の起票回数	回／月		1	1	1	1	
成果指標	現年度分の収納率	%	目標値	99.95	99.95	99.95	99.95	
			実績値	99.92				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

改善改革(案)

保険料について、わかりやすい説明文を賦課通知に入れる。

管理No.	0116-000	名 称	介護保険制度における保険料賦課に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.40／人・年	部署名	税務課 賦課係
【窓口業務】 保険料の内容に対する問合せ対応 【賦課業務】 ・当初賦課(6月中旬) 確定した前年の所得や世帯状況をもとに年間保険料を算出し賦課 ・月次賦課 国保連から送られる年金データや保険料の金額変更に係るデータを支援システムに入力。入力後調定起案。 保険料に変更がある方に対し通知書、納付書を送付									
関係する根拠法令等 矢巾町介護保険条例						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					個人町県民税に係る事務	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.				0117-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	町県民税納税義務者
	受益者	町民
意図	町に暮らす全ての人々が豊かで健康な暮らしができるよう、町の財源を確保し法人町民税の適正な賦課と保険税の確保を行う。	
手段	・住民税申告の受付 ・当初賦課作業 ・給与特別徴収税額通知(5月上旬)、普通徴収税額通知(6月上旬)の発送 ・変更決定通知の発送	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	制度の趣旨から町が実施する必要性がある。
成果に対する「有効性」	A	適正な賦課と保険税の確保を行う。
事務事業内容の「効率性」	A	従来よりコスト削減に努めており、現状ではこれ以上の削減は困難である。
実施に係る「緊急性」	A	地方税法に基づく事務である。

課題 (若しくは「問題」等)

・住民税等の未申告者に適正な保険料賦課ができない。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	賦課処理のチェック回数	回／月		1	1	1	1	
	町県民税の起票回数	回／月		1	1	1	1	
成果指標	現年度分の収納率	%	目標値	99.85	99.85	99.85	99.85	
			実績値	99.79				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

改善改革(案)

住民税等の未申告者に対し、所得照会や申告の勧奨を行うなど未申告者の減少に努める。また、収納係と連携を図り、納税相談時に保険税賦課内容を確認することでの未申告の解消および適正な賦課に努める。
--

管理No.	0117-000	名称	個人町県民税に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	1.00／人・年	部署名	税務課 賦課係
【3～4月上旬】当初賦課作業 ・国税から回送される申告書、事業所から提出された給与支払報告書などの課税資料を申告支援システムに取り込み、所得および控除の整合性をチェック。 ↓ 【4月中旬】給与特徴分税額計算、給与特徴税額通知書印刷・封入封緘(アウトソーシング) ↓ 【5月上旬】給与特徴税額通知書を事業所宛てに発送 ↓ 【5月中旬】普徴・年金特徴税額計算、普徴納税通知書印刷・封入封緘(アウトソーシング) ↓ 【6月上旬】普徴納税通知書発送 【月次、随時処理】 就職・退職などによる徴収区分の切替、所得・控除内容の調査、年金特徴停止処理									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					入湯税に係る事務	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.		0118-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	入湯税納税義務者
	受益者	町民
意図	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課税し、税収を確保する。	
手段	・納税義務者は鉱泉浴場の入湯客 ・鉱泉浴場施設からの申告内容をチェックする。 ・申告内容が正しければ、納付額を起票する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	制度の趣旨から町が実施する必要性がある。
成果に対する「有効性」	A	申告内容を確認し適正な賦課と徴収を行う。
事務事業内容の「効率性」	A	従来よりコスト削減に努めており、現状ではこれ以上の削減は困難である。
実施に係る「緊急性」	A	地方税法に基づく事務である。

課題（若しくは「問題」等）

鉱泉浴場の減少に伴い、税収は減少傾向にある。

【(旧) Change シート】

指標（効果）

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申告内容のチェック回数	回／月		1	1	1	1	
	納税額の起票回数	回／月		1	1	1	1	
成果指標	入湯税の収納率	%	目標値	100	100	100	100	
			実績値	100				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

なし

改善改革(案)

打開策は難しいが、引き続き適正賦課を行う。

管理No.	0118-000	名 称	入湯税に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.05／人・年	部署名	税務課 賦課係
入湯税の鉱泉浴場の経営者が毎月15日までに、前月1日から同月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入する。									
税率 (1) 普通旅館 宿泊入湯客 1人1日につき 150円 日帰り入湯客 1人1日につき 75円 (2) 自炊旅館 宿泊(自炊の場合に限る。)入湯客 1人1日につき 75円 日帰り入湯客 1人1日につき 35円 (3) 前2号以外の入浴施設 入湯客 1人1日につき 75円									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					各種証明書発行に係る事務	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.		0119-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	町民
	受益者	同上
意図	申請に基づき各種証明書を発行し、各種制度やサービスの利用を促す	
手段	・窓口における所得課税証明書の発行 ・マイナンバーカードを使用したコンビニでの所得課税証明書交付	

性質別 評価結果

性質	結果	説 明
町が 実施する 「必要性」	A	税に係る証明であり、他に委ねることはできない。
成果に 対する 「有効性」	A	証明書を発行することで、各種手続きに使用することができる。
事務事業 内容の 「効率性」	A	窓口の混雑緩和などを検討する必要がある。
実施に 係る 「緊急性」	A	利用者の各種手続きのために必要な事務である。

課題（若しくは「問題」等）

6月の所得課税証明書発行開始時は、当初賦課の繁忙時期であるほかに窓口が混雑し、職員の負担が大きくなっている。
--

【(旧) Change シート】

指標（効果）

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	コンビニでの交付件数	件数		107	150	180	200	
成果指標	コンビニでの交付件数	件	目標値	120	150	180	200	
			実績値	107				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

特になし

改善改革(案)

町民環境課と連携し、コンビ交付の普及促進を図り、窓口混雑の緩和につなげる。

管理No.	0119-000	名称	各種証明書発行に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.60／人・年	部署名	税務課 賦課係
○所得課税証明書(1枚300円) 【4～5月】コンビニ交付連携作業 ・税システムベンダおよびコンビニ交付ベンダと協議のうえ、当該年度の所得・個人町県民税課税データを税システムからコンビニ交付サーバー間へ連携 ・税制改正での必要に応じ、連携データおよび発行帳票のカスタマイズを実施 ・実店舗試験などを事前に行い、印字内容等を確認 ↓ 【6月】当該年度所得課税証明書発行開始 ・個人町県民税納税通知書発行に合わせ、窓口およびコンビニでの証明書発行を開始 ○営業証明(1枚300円) ・法人の設置・異動届の内容により、随時発行									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	発災から25時間から72時間までに業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					国民健康保険税賦課に係る事務	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.		0120-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	国民健康保険被保険者
	受益者	同上
意図	国民健康保険制度が円滑に運用できるよう、国民健康保険税の適正な賦課と保険税の確保を行う。	
手段	・国民健康保険税の月次賦課、変更決定(毎月) ・国民健康保険税の当初賦課(6月) ・決定通知書の発送 ・転入者の所得照会 ・問合せ対応	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	制度の趣旨から町が実施する必要性がある。
成果に対する「有効性」	A	適正な保険税の賦課と徴収を行う。
事務事業内容の「効率性」	A	従来よりコスト削減に努めており、現状ではこれ以上の削減は困難である。
実施に係る「緊急性」	A	国民健康保険法に基づく事務である。

課題 (若しくは「問題」等)

制度維持のため、今後も保険税の見直しが必要である。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	賦課処理のチェック回数	回／月		1	1	1	1	
	保険税の起票回数	回／月		1	1	1	1	
成果指標	現年度分の収納率	%	目標値	99	99	99	99	
			実績値	98.69				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

改善改革(案)

保険税について、わかりやすい説明文を賦課通知に入れる。

管理No.	0120-000	名称	国民健康保険税賦課に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.50／人・年	部署名	税務課 賦課係
【窓口業務】 保険税の内容に対する問合せ対応 【賦課業務】 ・当初賦課(6月中旬) 確定した前年の所得や世帯状況をもとに年間保険税を算出し賦課 ・月次賦課 国保連から送られる年金データや保険税の金額変更に係るデータを支援システムに入力。入力後調定起案。 保険税に変更がある方に対し通知書、納付書を送付									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例、矢巾町国民健康保険条例						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					後期高齢者医療保険制度における保険料賦課に係る事務	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.		0121-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	後期高齢者医療被保険者
	受益者	同上
意図	被保険者を家族や社会全体で支えるため、後期高齢者医療保険料の適正な賦課と保険料の確保を行う。	
手段	・後期高齢者医療保険料の月次賦課、変更決定(毎月) ・後期高齢者医療保険料の当初賦課(6月) ・岩手県後期高齢者医療広域連合との保険料情報連携 ・決定通知書の発送 ・問合せ対応	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	制度の趣旨から町が実施する必要性がある。
成果に対する「有効性」	A	適正な保険料の賦課と徴収を行う。
事務事業内容の「効率性」	B	従来よりコスト削減に努めており、現状ではこれ以上の削減は困難である。
実施に係る「緊急性」	A	後期高齢者医療に関する法律に基づく事務である。

課題 (若しくは「問題」等)

75歳以上の増加傾向にあり、高齢者保険料も増加してきている。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	賦課処理のチェック回数	回／月		1	1	1	1	
	後期高齢者医療広域連合への情報送達	回／月		1	1	1	1	
	保険料の起票回数	回／月		1	1	1	1	
成果指標	現年分の収納率	%	目標値	99.98	99.98	99.98	99.98	
			実績値	99.97				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

改善改革(案)

保険料について、わかりやすい説明文を賦課通知に入れる。

管理No.	0121-000	名称	後期高齢者医療保険制度における保険料賦課に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.40／人・年	部署名	税務課 賦課係
【窓口業務】 保険料の内容に対する問合せ対応 【賦課業務】 ・当初賦課(6月下旬) 確定した前年の所得や世帯状況をもとに年間保険料を算出し賦課 ・月次賦課 国保連から送られる年金データや保険料の金額変更に係るデータを支援システムに入力。入力後調定起案。 保険料に変更がある方に対し通知書、納付書を送付									
関係する根拠法令等 矢巾町後期高齢者医療に関する条例						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					法人町民税に係る事務	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.		0122-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	法人町民税納税義務者
	受益者	町民
意図	町に暮らす全ての人々が豊かで健康な暮らしができるよう、町の財源を確保し法人町民税の適正な賦課と保険税の確保を行う。	
手段	・予定及び確定申告書の発送(納期限の前月) ・提出申告書の入力 ・更正の処理	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	制度の趣旨から町が実施する必要性がある。
成果に対する「有効性」	A	適正な保険税の賦課と徴収を行う。
事務事業内容の「効率性」	A	従来よりコスト削減に努めており、現状ではこれ以上の削減は困難である。
実施に係る「緊急性」	A	地方税法に基づく事務である。

課題 (若しくは「問題」等)

新規法人の把握、又は廃業等の異動情報について、把握出来ていないものがある。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	賦課処理のチェック回数	回／月		1	1	1	1	
	町民税の起票回数	回／月		1	1	1	1	
成果指標	現年度分の収納率	%	目標値	99.98	99.98	99.98	99.98	
			実績値	99.95				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

改善改革(案)

税務署や県税とも連携を取り、実態把握に努める。

管理No.	0122-000	名称	法人町民税に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	0.70／人・年	部署名	税務課 賦課係
【毎月】 前月末に申告期限が到来した法人より提出された申告書(電子・紙)を課税システムへ入力。eLTAXによる電子申告分は、データ連携による。 ↓ 入力完了後、調定起案 ↓ 翌月末に申告期限が到来する法人へ申告書を個別発送									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					確定申告受付に係る事務	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.		0123-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	町民
	受益者	同上
意図	町民の確定申告書および住民税申告書の作成を支援することで、国税への協力と町県民税の適正課税につなげる。	
手段	・確定申告相談会場を設置 ・電子申告の広報周知	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	翌年度の課税を行うために必要な事務である。
成果に対する「有効性」	A	毎年申告期間に役場会場を設置し、利用者の申告書作成を支援している。
事務事業内容の「効率性」	A	町民に対する確定申告の周知手法は概ね構築されている。
実施に係る「緊急性」	A	翌年度の課税を行うために必要な事務である。

課題（若しくは「問題」等）

【(旧) Change シート】

指標（効果）

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	確定申告来場者数	名		1,942	1800	1800	1800	
	電子申告利用者数	名		3112	3300	3300	3400	
成果指標	確定申告来場者数	名	目標値	2000	1800	1800	1800	
			実績値	1942				
	電子申告利用者数	名	目標値	3000	3300	3400	3500	
			実績値	3112				
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

なし



改善改革(案)

広報周知などで、特に若者世代、自営業者に対し電子申告の機会拡大を促す。

管理No.	0123-000	名 称	確定申告受付に係る事務	予算額 (参考)		必要人員	2.00／人・年	部署名	税務課 賦課係
【12月】給与支払報告書総括表送付 前年提出実績のある事業所へ送付 ↓ 【1月】給与支払報告書処理 ・給与支払報告書を申告支援システムに取り込む（紙媒体の給与支払報告書は外部委託によりデータ化） ↓ 【2月上旬】収支内訳書作成相談会（5日間） ・事業所得および不動産所得の申告書に添付する収支内訳書の作成支援 ↓ 【2月16日～3月15日】確定申告書作成会 ・申告支援システムを使用し、確定申告書および住民税申告書を作成 ・税務課職員のみで、申告書作成会と税務課窓口の両方に対応することは困難であるため、他課応援（税務課異動後3年くらいまで）を要請している状況である									
関係する根拠法令等 所得税法、地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	発災から25時間から72時間までに業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					軽自動車税に係る事務（環境性能割・種別割対応）	税務課	賦課係	佐々木真史
管理No.		0124-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	軽自動車税納税義務者
	受益者	町民
意図	三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、また軽自動車等に対し当該軽自動車等の所有者に種別割によって適正に賦課し税収の確保を行う。	
手段	・当初賦課作業 ・税額通知の発送(4月下旬) ・変更決定通知の発送 ・軽自動車検査協会からの登録廃車情報を入力	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	制度の趣旨から町が実施する必要性がある。
成果に対する「有効性」	A	適正な賦課と徴収を行う。
事務事業内容の「効率性」	A	従来よりコスト削減に努めており、現状ではこれ以上の削減は困難である。
実施に係る「緊急性」	A	地方税法に基づく事務である。

課題（若しくは「問題」等）

廃車手続きにおいて、証明書がない場合があり、よく聞き取りをしながら行う必要がある。

【(旧) Change シート】

指標（効果）

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	賦課処理のチェック回数	回／月		1	1	1	1	
	軽自動車税の起票回数	回／月		1	1	1	1	
成果指標	現年度分の収納率	%	目標値	99.8	99.8	99.8	99.8	
			実績値	99.72				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

なし

改善改革(案)

状況を良く確認しながら引き続き適正賦課を行う。

管理No.	0124-000	名称	軽自動車税に係る事務（環境性能割・種別割対応）	予算額 （参考）		必要人員	0.50／人・年	部署名	税務課 賦課係
●環境性能割 軽自動車税（環境性能割）は、取得金額が50万円を超える軽自動車を取得する際に課税を行う。燃費基準により税率は異なり、新車、中古車を問わず非課税～上限を2%として課税。なお、当分の間は岩手県が賦課徴収を行い、納付があった翌々月末までに県から町に対し払い込みが行われる。 ●種別割 毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者に対し、車両区分ごとに定められた税額を課税する。 ・スケジュール ①4月20日前後までに課税データを確定し、4月下旬をめどに納税通知書作成および封入・封緘をアウトソーシング。 ②5月上旬までに納税義務者宛てに納税通知書を送付する。 当初課税後は車両の登録、廃車、変更等により、随時登録データの編集を行い、現年課税分の変更が伴う場合は課税更正を行う。									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	特に考慮する必要はない		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					不動産取得税事務	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.		0125-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	土地・家屋に異動のあった者
	受益者	盛岡地方振興局 税務担当
意図	・岩手県による不動産取得税の賦課徴収に係る価格等について、盛岡広域振興局長に通知する。(地方税法第73条の18第3項及び岩手県税条例第60条の規定)	
手段	・法務局からの登記済通知書を受理。 ・通知書受理後、写しに価格等を記載し盛岡地方振興局あて送付する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方税法及び県条例により市町村長に通知を求めているもののため、町が主体となって行う業務。
成果に対する「有効性」	A	県と町が情報を共有することで、不動産取得者に対する適正な課税につながる。
事務事業内容の「効率性」	A	県と町が情報を共有することにより、不動産取得者に対する課税業務を円滑に進めることができる。
実施に係る「緊急性」	A	登記済通知書受領後10日以内の報告書送付が明文化されている。

課題 (若しくは「問題」等)

相続(遺贈を除く)及び国又は地方公共団体が取得者である所有権移転を除く登記済通知書に価格を記載し送付しているため、毎月変動があるほか内容を正確に把握し的確な判断が必要となる。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	通知件数	件		616				
	期限内報告回数	回		12	12	12	12	12
成果指標	期限内報告割合	%	目標値		100	100	100	100
			実績値	100				
	処理誤り件数	件	目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

なし

改善改革(案)

速やかな処理のため、係員全員が対応可能となるよう情報を共有し知識向上のための研修を行う。
--

管理No.	0125-000	名称	不動産取得税事務	予算額 (参考)	1千円	必要人員	0.10／人・年	部署名	税務課 資産係
毎月初めに、前月中に異動があった土地、家屋について盛岡地方法務局から登記済通知書が送付される。 登記済通知書を受理後、写しに価格等を記載し、盛岡地方振興局長に送付する。分筆、地積更正、地目変更など様々な要因があるため、それぞれ判断し記載する必要がある。 そのほか、参考資料として、未登記家屋の所有者変更届や土地が隣接し画地を形成している場合は地番現況図を添付している。 相続(遺贈を除く)並びに国及び地方公共団体が取得者である所有権移転を除く登記済通知書に価格を記載し送付しており、毎月処理件数、内容に変動がある。									
関係する根拠法令等 地方税法、県条例						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					住家等被害認定に係る事務	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.				0126-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
改善

事務事業 概要

対象	対象者	町内で自然災害被災した不動産・動産の所有者及び使用者
	受益者	町内で自然災害被災した不動産・動産の所有者及び使用者
意図	自然災害により被害を受けた不動産等について、被害程度を調査して罹災証明書を発行する。	
手段	早急で的確な現地調査と、罹災又は被災証明書の発行。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	災害救助法による救助は被災者の現在地において実施することが原則とされている。
成果に対する「有効性」	A	被災者にとって町役場は身近な施設であり、交付申請等の手続きを相談しやすい。
事務事業内容の「効率性」	B	災害の状況によっては複数班で現地確認をする必要が想定され即応が求められるが、複数班を構成するには係員の人員に余裕がない。
実施に係る「緊急性」	A	一度災害が起されば、被災者が同時多発的に発生する可能性があり、即応性が求められる。

課題（若しくは「問題」等）

・被災状況の判断スキルを係員全員が掌握しなければならない。 ・災害現場での行動など、災害対応そのものに対する知識の習得も必要となる。

【(旧) Change シート】

指標（効果）

指標（効果）				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	現地調査実施回数		回	2				
	現地調査申請件数		件	2				
成果指標	罹災証明書発行割合	%	目標値		100	100	100	100
			実績値	100				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

改善改革(案)

災害はいつ起こるかわからないため日頃の気象状況を把握するほか、被災状況把握のための知識を係員が身に着けるための勉強会を行う。
--

管理No.	0126-000	名称	住家等被害認定に係る事務	予算額 (参考)	117千円	必要人員	0.50／人・年	部署名	税務課 資産係
罹災証明書は、自然災害により被害を受けた不動産や動産について、その損傷が自然災害によるものである事実と被害の程度を証明するものであり、使用者や所有者に対して発行する。 罹災証明書の発行には前述した証明事項を確認するために現地調査を要し、発行の要望があるごとに実施する。調査の際には、安全の確保や被害の程度を求めるために様々な道具を使用する。									
関係する根拠法令等 災害対策基本法、矢巾町罹災証明書等交付要綱						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					固定資産税評価に係る事務（償却）	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.				0127-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
拡充

事務事業 概要

対象	対象者	償却資産を有する者
	受益者	納税義務者
意図	償却資産保有状況の把握と評価を行い、固定資産税の適正な課税に資する。	
手段	・償却資産申告書の期限内提出を通知する。 ・法人税申告書の閲覧等により課税客体を把握している。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方税法第359条に基づき賦課期日における保有状況を把握するほか、同法第408条に基づく現地調査を行うなど、多様な調査方法を用いることで、未申告分を含めて適正な課税客体把握を償却は申告制のため、期限内申告を促すことで当初課税作業を速やかに進めることができる。
成果に対する「有効性」	B	
事務事業内容の「効率性」	B	申告資産の増減や未申告者の把握など、所在地に立ち入らなければ把握できない客体が多く、現物確認が困難な業務である。
実施に係る「緊急性」	A	申告制のため、申告受付から課税内容確定までの期間が短く、迅速な確認作業が求められる。

課題（若しくは「問題」等）

・地方税ポータルシステム(eLTAX)による償却資産申告が平成18年10月に全都道府県で開始され、年々eLTAXを利用した申告が増えてきているが、大規模資産所有者のeLTAX移行は進んでおらず、事務の省力化は進んでいない。
・固定資産課税台帳の項目変更には、技術革新により申告書の自動読取システムの導入が紹介されるなどシステムによるオートメーション化の動きもあるが、現状は手書き申告書や独自フォーマットによる申告が多く、必要な作業量に大差はないため、現状では導入までは至っていない。

【(旧) Change シート】

指標（効果）

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	税務署での法人税申告閲覧	回					
	申告更正以外の償却資産所有状況調査	回		2	4	4	4
成果指標	申告内容が当初課税に反映された割合	%	目標値	100	100	100	100
			実績値	100			
			目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

特になし

改善改革(案)

・課税客体に対する知識を深め、申告内容が適正かの判断が容易にできるよう係内で知識共有しながら勉強する機会を設ける。
・申告書の自動読取システムなどの技術革新の状況を見極め、導入の可否を検討していく。

管理No.	0127-000	名称	固定資産税評価に係る事務（償却）	予算額 (参考)	447千円	必要人員	1.30／人・年	部署名	税務課 資産係
償却資産について固定資産評価基準に則り評価額を算定する。 地方税法第359条に基づく賦課期日である1月1日基準日時点の保有資産について、所有者から償却資産申告書を徴取し、賦課計算する。また、第408条に基づく現地調査により法人登記や現地調査から資産所有者の発見を図る。 評価額の算定は日立システムズのADWORLD固定資産税システムを使用する。本システムの使用については、企画財政課で住民情報システム導入として住基等と一括の契約となっている。 新規事業者を調査するため、税務署等関係機関の情報閲覧や現地調査を実施する。									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					固定資産税評価に係る事務（土地）	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.				0128-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
拡充

事務事業 概要

対象	対象者	町内に土地を有する者
	受益者	納税義務者、公的機関、不動産業者など
意図	適正な土地評価を行うため、町内土地の動向把握と評価を行い、固定資産税の適正な課税に資する。	
手段	・専門の知識と技術を持った不動産鑑定士、空間情報系業者への業務委託により町内土地の全体的な動向を把握する。 ・随時現地確認調査を行うことで現状を正確に把握する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方税法第2条の課税権に基づく課税事務の資料であり、また固定資産評価額は相続税や登録免許税、売買価格の参考資料などに用いられるため、一定の公共性が求められるもの。
成果に対する「有効性」	A	評価替業務によって得られた価格は固定資産税の課税のみならず、相続税や登録免許税、売買価格の参考資料などに用いられるため、各機関等から情報提供を求められる。
事務事業内容の「効率性」	B	評価業務は専門的な知識が必要となることから町単独では行うのは困難な業務であり、鑑定士や空間情報系事業者に委託することで、適正な評価替業務を行うことが可能となる。
実施に係る「緊急性」	A	効率よく適正な情報更新を進めるため、登記済通知及び現地確認等により速やかに課税情報に反映することが求められる。

課題（若しくは「問題」等）

市街化区域内は業務委託して評価替ごとに状況類似地区を変更しているが、市街化調整区域の状況類似地区はほとんど変更したことがなく、現状と乖離している地域がある可能性を考慮する必要がある。

【（旧）Change シート】

指標（効果）

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	現地調査回数	回		18				
成果指標	市街化調整区域全域の状況類似地区更新	%	目標値		100	100	100	100
			実績値	100				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

特になし

改善改革(案)

・令和3年度評価替に向け、区域の変更、現状の確認等の精査を実施したが、固定資産に係る状況は常に動きがあるため更に継続した精査作業を行う。
--

管理No.	0128-000	名称	固定資産税評価に係る事務（土地）	予算額 (参考)	5,852千円	必要人員	1.50／人・年	部署名	税務課 資産係
町の税収の4割以上を占める固定資産税は、土地・家屋・償却の課税客体に分類される固定資産を所有する納税義務者に課される税金である。このうち土地については、矢巾町内で8万筆以上を有しているが、これを地目別に適正に評価し、課税することで税収確保、納税義務者の理解を得る必要がある。 土地評価については、毎月盛岡地方法務局から送付される登記済み通知書を基にして、土地の異動を把握し、それに応じて評価計算を行ったり、地番図の更新作業を行う。場合に応じて、現地を確認することも多い。 地目ごとに評価額の算定方法が異なる。特に宅地については状況類似地区ごとに路線価方式、その他の方式と評価方法が異なり、複雑な評価を要する。 固定資産税は3年に1回評価替えがあり、土地評価については毎年異なる事務が必要。評価替え第1年度が状況類似地区の決定、第2年度が標準宅地の選定、鑑定評価、第3年度が路線価他の決定というルーティンで次回評価替えに向けて事務を行っている。 令和2年度は第3年度にあたり、来年度評価替えに向けて路線価や時点修正、宅地以外の地目の価格決定のため、作業、調査報告が多岐にわたる。									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例、固定資産評価基準、固定資産土地評価事務取扱要綱						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					固定資産税評価に係る事務（家屋）	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.				0129-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
拡充

事務事業 概要

対象	対象者	町内に家屋等を所有する者
	受益者	納税義務者、公的機関、不動産業者など
意図	新築家屋の調査や増築・滅失等の状況の把握と評価を行い、固定資産税の適正な課税に資する。	
手段	・家屋の完成時期に合わせ現地調査を行う。 ・固定資産評価基準に則り評価額を算定する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	法に基づく課税権及び現地調査による課税資料であり、また固定資産評価額は相続税や登録免許税、売買価格の参考資料などに用いられるため、一定の公共性が求められるもののため。
成果に対する「有効性」	A	評価業務によって得られた価格は固定資産税の課税のみならず、相続税や不動産取得税、売買価格の参考資料などに用いられるため、各機関等から情報提供を求められる。
事務事業内容の「効率性」	B	評価業務は専門的な知識や経験が必要だが、町職員が行うためスキルの維持が困難な業務であり、適正な評価業務のためノウハウを持つ職員間の連携を円滑に行い作業水準の維持向上
実施に係る「緊急性」	A	家屋調査に際し入居後など不適切な時期や長時間の立入によって所有者に不快な思いをさせないよう短時間で現地確認し情報収集を確実に行うほか、完成時期と賦課期日の関係を適切

課題（若しくは「問題」等）

家屋については土地と異なり評価替ごとに各種補正率が変わるため、適正に計算されているか確認する必要がある。
--

【（旧）Change シート】

指標（効果）

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	家屋評価	件		118				
成果指標	調査結果の評価反映率	%	目標値		100	100	100	100
			実績値	100				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

特になし

改善改革(案)

・主担当、副担当と、各課税客体についての担当を2名ずつにし、課税異動作業のチェックを必ず主担当以外が行う体制を作る。 ・係内で主担当が講師となり、主担当以外の課税客体についての理解を深めるため相互の研修を行う。 ・問題案件に当たった際には、係員全員の問題共有を図り、主担当以外でも回答できるようにするなど の体制を作る。（主担当だけの責任にしない。）
--

管理No.	0129-000	名称	固定資産税評価に係る事務（家屋）	予算額 （参考）	1,114千円	必要人員	1.30／人・年	部署名	税務課 資産係
家屋について固定資産評価基準に則り評価額を算定する。（地方税法第2条の課税権及び同法第408条に基づく現地調査に基づく課税事務の資料） 道路住宅課と盛岡広域振興局県税部より建築確認申請や地区計画申請を、盛岡地方法務局より登記済通知書を情報提供いただき、新增築家屋を把握する。また、航空写真や現地調査から未評価家屋の発見を図る。 評価額の算定は部分別による再建築費評点数の算出を原則としており、その計算には株式会社SBS情報システムがリリースするクラウド型家屋評価システム「HYOKA-Z」を使用する。本システムの使用については、株式会社パスコに導入業務及びシステム保守について業務委託をしており、平成29年4月12日から令和4年3月31日までの長期継続契約となっている。なお、非木造家屋については盛岡広域振興局県税部間税課不動産取得税班に計算を依頼している（軽量鉄骨造の住宅、共同住宅及びそれに付随する簡易な附属家を除く）。 また、評価額の算定に必要な、内装仕上や建築設備の数量や規模などを調査するため、現地調査を実施する。その際に、納税義務者へ建物の新築にかかる税金の説明をする（固定資産税（町税）、不動産取得税（県税）、所得税（国税、住宅借入金特別控除など関連のある部分のみ））。 そのほか、盛岡地方法務局から情報提供いただく登記済通知書に基づき、固定資産課税台帳の所有者、家屋の用途を変更する。									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例、固定資産評価基準						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					固定資産税課税に係る事務	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.				0130-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
改善

事務事業 概要

対象	対象者	固定資産税の納税義務者
	受益者	町民
意図	・固定資産税の適正課税。 ・納税通知書を納税義務者へ送達する。	
手段	・課税客体と納税者の的確な把握。 ・適切な評価替業務に対応し円滑な納税通知書発送を行う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方税法第2条に定める課税権による法定自治事務であり、町だけが行える。
成果に対する「有効性」	A	適正な賦課は適正な徴収事務の前提ともなっている。また、固定資産課税台帳は庁内における事業関係課が資産所有者などを確認する際に一定の有効性を持つ資料となる。
事務事業内容の「効率性」	B	課税客体(土地・家屋・償却)に対して係員が1人1担当としているが、人事異動と評価替えの周期によっては事務負担に偏りができるため、知識水準の保持のため分担の検討を要する。
実施に係る「緊急性」	A	1月1日の賦課期日時点での情報を把握し、課税作業と重複する確定申告期間に計画的な作業を進め、4月1日の納税通知書発送を確実に実行しなければならない。

課題 (若しくは「問題」等)

毎年の税制改革による非課税や課税標準特例の乱立により特例対象者の把握や計算方法の複雑化が進み、通常の評価業務のほか、これらの調査業務への対応が年々困難になっている。
--

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	税務署(法人税)申告閲覧	回	1				
	課税作業における時間外勤務の縮減	時間	711				
成果指標	納税通知書の送達返戻率	%	目標値				
			実績値	0.09			
			目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし

改善改革(案)

・税制が急に変わることはないので総務省、財務省の情報を随時確認し事前に情報把握し対応すべきことを確認しておく。 ・課税作業が一段落する夏から秋の期間に特例対象等の確認作業を行う。
--

管理No.	0130-000	名称	固定資産税課税に係る事務	予算額 (参考)	11,098千円	必要人員	3.00／人・年	部署名	税務課 資産係
町の税収の4割以上を占める固定資産税は、土地・家屋・償却の課税客体に分類される固定資産を所有する納税義務者に課される税金である。固定資産税はそれぞれの課税客体を評価したうえで課税する仕組みとなっており、当然ながら適正課税を行うことで税収確保、納税義務者の理解を得る必要がある。 納税通知書を義務者の手元に確実に送達するために納税義務者の調査は必須であり、登記情報に基づいた所有者の住所調査、相続人調査を都度行っている。固定資産税の賦課期日は1月1日であり、納税通知書の発送は翌年度4月となっていることから、この間膨大な調査、異動作業が必要となる。 納税義務者の特定、課税台帳登録賦課決定の後納税通知書発送となる。 また課税台帳に記載された事項について、証明書発行や、課税内容の説明対応等、随時窓口対応を行う。									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例 固定資産評価基準						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					国土調査成果品保管事務	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.				0131-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
改善

事務事業 概要

対象	対象者	町内に土地を所有する者
	受益者	町内に土地を所有する者
意図	・地籍調査実施済市町村が、調査結果の保管及び成果品(写し)の閲覧・交付を行う。	
手段	・国土調査の成果品の写しを、地籍図(地籍集成図)1枚300円で交付している。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	国土調査資料は調査実施主体の町が保管している。
成果に対する「有効性」	B	現在の登記情報につながる貴重な資料であり、経年劣化・管理不良による汚損・棄損の発生を防がなければならない。
事務事業内容の「効率性」	C	保存庫保管のため事務室のそばにないほか、日常的に触れる機会はないため細やかな状態管理ができない。
実施に係る「緊急性」	A	成果品は町が保管・管理しているが、事業完了から50年を経過し経年劣化のため管理に細心の注意を要していることから早急なデジタル化が急務となっている。

課題 (若しくは「問題」等)

成果品書類について、経年劣化が進んでおり、今後も成果品を維持できるか不安がある。デジタル化(スキャニング)を業務委託した場合、約600万円の費用が見込まれる。また、地籍図には図根多角点が記載されているが、事業完了から50年を経過しており、計測用の図根点を求められた際は道路住宅課に案内している。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	成果品のデジタル化	実施					
成果指標	汚損・棄損発生枚数	率	目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし

改善改革(案)

デジタル化の手法、作業の年次計画化、測量成果の町内共有による経費論など、実現可能となる手法について更に検討を進める。
--

管理No.	0131-000	名称	国土調査成果品保管事務	予算額 (参考)	1千円	必要人員	0.05／人・年	部署名	税務課 資産係
矢巾町において国土調査は昭和44年に事業完了しているため、「国土調査事業事務取扱要領」(昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達)により、調査の実施主体である資料の保管を町(税務課)で行なっている。 成果品(写し)として、地籍図(地籍集成図)を1枚300円で交付している。 地籍図には図根多角点が記載されているが、事業完了から50年を経過していることから計測用の図根点を求められた際は道路住宅課に案内している。 ほかに地籍調査票、地籍測量図(ケント紙)、各計算書、地籍簿を保管しているが、保存状態が悪く、原則、写しの交付は行っていない。									
関係する根拠法令等 国土調査事業事務取扱要領						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					国有資産等所在市町村交付金事務	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.		0132-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	町内に固定資産を有する国及び地方公共団体
	受益者	矢巾町
意図	・地方税法では固定資産税を賦課できないとされている国及び地方公共団体等が所有する固定資産をそれ以外のものが使用している場合、当該固定資産所在市町村に対し国有資産等所在市町村交付金を交付するとされているもの。	
手段	・基準日時点の保有資産について、所在地や価格等を11月30日までに所有者から通知を受け、請求金額を算定する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方税法、国有資産等所在市町村交付金法、国有林野の管理経営に関する法律により規定された事務のため。
成果に対する「有効性」	A	国有資産等所在市町村交付金は固定資産税調定額の約1%を占める重要な収入となっている。
事務事業内容の「効率性」	B	国及び地方公共団体等の担当職員の理解度によっては本町に報告されず資産の把握ができない可能性があることから、登記済情報の随時確認が必要となる。
実施に係る「緊急性」	A	固定資産所在自治体に対する通知期日等法定の事務。

課題（若しくは「問題」等）

国及び地方公共団体等が新規に対象固定資産を所有した場合、その団体担当職員の本法律趣旨の理解度によっては本町に報告されず資産の把握ができない可能性がある。

【(旧) Change シート】

指標（効果）

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	交付金対象算定数	団体		3				
成果指標	交付金収入額	千円	目標値		16000	17000	17000	17000
			実績値	16753				
			目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

特になし

改善改革(案)

国及び地方公共団体が申請した建築確認申請書類や法務局からの登記済通知書の所有権異動などを随時確認し交付金対象資産に該当しないか調査が必要となることを、調査作業に際し担当者間で知識共有する。

管理No.	0132-000	名称	国有資産等所在市町村交付金事務	予算額 (参考)	1千円	必要人員	0.10／人・年	部署名	税務課 資産係
町内に国及び地方公共団体が所有する固定資産(土地、家屋)のうち、貸付資産として他の者に使用されているもの等について、固定資産税相当額の負担を求める。 3月31日基準日時点の保有資産について、所在地や価格等を11月30日までに所有者から通知を受け、請求金額を算定する。また、対象資産所有団体からの固定資産価格算定のための照会(土地の固定資産税評価額)に対応する。 ほか、国及び地方公共団体が申請した建築確認申請書類や法務局からの登記済通知書の所有権異動などを随時確認し、交付金対象資産に該当しないか調査する。									
関係する根拠法令等 地方税法、国有資産等所在市町村交付金法、国有林野の管理経営に関する法律						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					相続人調査事務	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.				0133-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
縮小

事務事業 概要

対象	対象者	固定資産税の納税義務者
	受益者	固定資産税の納税義務者
意図	・固定資産税の納税義務者は賦課期日に所有者として登記されている者だが、賦課期日前に所有者が死亡している場合相続人がその権利義務を承継することから、法定相続人全員について居住地及び生存状況を調査を実施し納税義務者を特定する。	
手段	・地方税法第20条の11に基づく戸籍関係書類の公用請求を行う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方税法第9条に基づく納税義務を承継する相続人の調査
成果に対する「有効性」	B	登記している所有者の住所は最新とは限らず、死亡後相続登記をしないこともあるため、事案の発生都度関係市町村に対し戸籍の公用申請を行うことで適正な情報が把握できる。
事務事業内容の「効率性」	B	納税通知書が宛先不明などで返戻されたものについて、必ずしも納税義務者死亡か確認できない場合もあることから、戸籍調査により事実及び関係人を特定する作業を重ねなければならぬ
実施に係る「緊急性」	A	相続発生から時間がたつほど解決が困難になる事例が多いことから、相続登記未了案件に適切に対応することが重要となる。

課題（若しくは「問題」等）

住基システムによる照会機能を使用開始したことで、町外在住者の住所や死亡状況を確認できるようになったが、年度途中で死亡した納税義務者に関しては、次年度の納税義務者の確認だけでなく、現年度の残納期分の納付書や督促状などをどの相続人に送付するか、相続放棄しているかの調査など収納係と連携を図る必要がある。 町民であれば窓口来庁時にお話ができるが、最近は相続人が町内にいないパターンも増え連絡を取ること自体が困難な事案が増えてきている。

【(旧) Change シート】

指標（効果）

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	公用申請による調査件数	件		239				
成果指標	課税更正件数 (納税者誤りによるもの)	件	目標値					
			実績値					
			目標値					
			実績値					
			実績値					

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

改善改革(案)

町内外を問わず納税義務者の状況調査を定期的に行い、死亡者で加えて相続人が町内にいない場合を優先的に相続人調査を行い、次の納期到来前に残納期分の納付書や相続案内文書を送付することで、督促状の発出を予防するほか、相続放棄の状況を早めに把握し正しい納税義務承継者の調査期間を確保する。 また、2024年までに施行予定となった相続登記義務化の流れについて、効果が出ることを期待したい。

管理No.	0133-000	名称	相続人調査事務	予算額 (参考)	18千円	必要人員	0.10／人・年	部署名	税務課 資産係
納税通知書発送時、死亡届受理の際等に納税義務者が未確定となった場合に、納税義務者確定のため戸籍等調査を行うもの。所有権移転などの登記内容の変更なども含め、納税義務者の把握方法は概ね以下のとおり。 1 登記済通知書（法務局） 毎月当初に前月分の登記結果が通知される。 相続や売買等による所有権移転に基づき課税台帳上の所有者も変更する。 登記資産の異動に伴い、未登記家屋の異動洩れが無いように注意する。 2 転入転出者等の確認 毎月初めに住民課戸籍住民係から前月分の転入・転出・転居があった者の一覧を借用し、納税者の住所異動を把握する。 3 戸籍関係書類の公用請求 住民登録外者の戸籍情報は庁内で把握できないため、対象者住所地の市区町村に公用請求して確認する。 4 死亡届手続き時の相続案内 町内の納税者が死亡した場合、相続人が死亡手続きに来庁した際に、相続手続きの案内をし死亡者課税を防いだり、相続登記しなくても次年度の送付先を確認する。 5 区画整理地内の異動 区画整理地内の保留地の所有者については法務局の登記がないので、区画整理係から情報収集して把握する。 6 住基システムの4情報照会機能 対象者の氏名・生年月日・性別が分かれば、戸籍上の最新住所や生存状況が分かるのでそのシステムの一括照会機能を使う。 7 家庭裁判所への相続放棄限定承認の申述照会 被相続人の死亡時の住所地にある家庭裁判所に対して、相続人から相続放棄の申述が出ているか確認する。									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					相続税法第58条に係る事務	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.				0134-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
改善

事務事業 概要

対象	対象者	戸籍死亡届があった者
	受益者	盛岡税務署
意図	地方自治法第2条第9号第1号に規定する第1号法定受託事務として、相続税法第58条に基づき、死亡者の固定資産所有状況を調査し、町民環境課を経由して、盛岡税務署長に報告する。	
手段	町民環境課作成の死亡者一覧表に、税務課賦課係で町民税課税標準額、資産係で固定資産(土地、建物)の所有状況を調査記入し、町民環境課へ引き継ぐ。所有資産評価額が一定以上の者については、課税台帳兼名寄帳の写しを添付する。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	地方自治法第2条第9号第1号に規定する第1号法定受託事務のため。
成果に対する「有効性」	A	盛岡税務署への情報提供により、適正な課税判断が期待できる。
事務事業内容の「効率性」	A	盛岡税務署への報告を行うことで、双方の調査照会対応が不要となる。
実施に係る「緊急性」	A	法定受託事務であり、発生都度対応を要するため毎月の作業が必須。

課題 (若しくは「問題」等)

町民環境課戸籍窓口係から固定資産担当、町民税担当と三係をまたがった調査となることから、早急な対応による報告遅延の防止に努めなければならない。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

				2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	報告実績件数	件		239				
成果指標	期限内報告率	%	目標値		100	100	100	100
			実績値	100				
			目標値					
			実績値					
			実績値					

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし

改善改革(案)

係員の複数担当者が対応可能となるよう知識共有を行い、担当者不在による遅延の発生を防ぐ。

管理No.	0134-000	名称	相続税法第58条に係る事務	予算額 (参考)	1千円	必要人員	0.10／人・年	部署名	税務課 資産係
町民環境課戸籍住民係にて、前月に戸籍死亡届があった者の一覧を作成し、税務課賦課係にて町民税課税標準額、資産係で固定資産(土地、建物)の所有状況を調査し、記入する。所有資産評価額が一定以上の者について、課税台帳兼名寄帳の写しを添付する。 盛岡税務署長への通知は町民環境課戸籍住民係にて送付する、官公庁間の情報共有連絡事務。 固定資産以外にも町民税の課税標準額を賦課係で記載しており、三係をまたがった調査となる。									
関係する根拠法令等 地方自治法第2条第9号第1号に規定する第1号法定受託事務						災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					確定申告に係る事務（資産係）	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.		0135-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	町内に住所を有する方
	受益者	町内に住所を有する方
意図	・住民税申告と併せ所得税の確定申告の対応を行い、賦課課税に寄与する。	
手段	・確定申告に使用する収支内訳書の作成相談会の際に書類の書き方を指導する。 ・当番制で確定申告対応を行う。	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	町民税課税には不可欠な法定作業のため、課全体として通常業務である窓口対応と双方に支障を出さない体制を維持する必要がある。
成果に対する「有効性」	A	賦課担当のみに限らず固定資産担当も対応することで、窓口及び確定申告会場のどちらにおいても来客の待ち時間を短縮し負荷を軽減することができ、苦情件数の減少につながる。
事務事業内容の「効率性」	B	所得申告に際し新築住宅に伴う住宅借入金特別控除等の情報は固定資産税担当にも有効な情報が共有できることから、確実な課税作業につながる。
実施に係る「緊急性」	A	課全体にとって繁忙期であり、係を超えた対応は必須となっている。

課題（若しくは「問題」等）

固定資産税の賦課作業と重なる時期であり、申告応援として税務課経験がある他課職員へも対応を依頼するなど課員のほとんどが申告受付対応を行うため、税務課窓口の対応職員が手薄となる(資産係1名、収納係1名、臨時職員のみ)ほか、体調不良などでも休むことができない状況となる。
--

【(旧) Change シート】

指標（効果）

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	応援対応日数	日	65				
成果指標	待ち時間に対する苦情件数	件	目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

特になし

改善改革(案)

応援体制を維持しつつ当初賦課及び窓口業務に支障を出さないよう、担当間で知識を共有する勉強の機会を設け、誰かが欠けて事務が度凍ることのない体制を構築する。
--

管理No.	0135-000	名 称	確定申告に係る事務（資産係）	予算額 （参考）		必要人員	0.60／人・年	部署名	税務課 資産係
・収支内訳書作成相談会（1人当たり2～3日。9:00～16:00。） 2月上旬に1週間程度、確定申告に使用する収支内訳書の作成相談会を実施。書類の書き方について指導を行う。 ・確定申告受付（1人当たり10日前後。8:30～15:30。） 2月16日から3月15日までの1か月間、当番制で対応し来客者の確定申告受付を行う。 この期間は確定申告会場対応のため税務課事務室材質職員数が通常の半数となることから窓口対応に要する時間が増える。 1月から3月は固定資産税当初賦課作業期間であり、資産係の本来業務である課税作業を進めながらの対応となる。									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例						災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					証明書等発行・窓口相談業務	税務課	資産係	鎌田順子
管理No.		0136-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
改善

事務事業 概要

対象	対象者	町内に固定資産税の課税客体となるべき資産を有する者
	受益者	同上
意図	・申請に基づき証明書等を発行する。	
手段	・証明書発行、課税台帳の閲覧、価格等縦覧帳簿の縦覧 ・死亡届手続きに伴う相続案内 ・その他固定資産に関する相談(土地単価・相続税申告時の評価倍率等)	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	証明書発行: 地方税法第382条の3 課税台帳の閲覧: 地方税法第382条の2 価格等縦覧帳簿の縦覧: 地方税法第416条
成果に対する「有効性」	A	資産所有の有無を証明する業務であり、町への信頼感の維持・向上につながる。 また、相続案内により新しい納税義務者の把握につながる。
事務事業内容の「効率性」	B	窓口対応する係員によって対応できる範囲が異なるので、係の誰もが均等に対応できるよう知識・情報の共有を行う。
実施に係る「緊急性」	A	窓口来庁者にとっては、当然にあるべきであり即時対応が求められ誤りの許されない業務である。

課題 (若しくは「問題」等)

・窓口来庁者に対し、対応職員が誰でも同等のサービスを提供できるようにする。
・電話の問い合わせには窓口以上に的確な説明、対応ができるようにする。
・所得証明、納税証明関係と固定資産証明関係で申請者の権原確認方法が異なるため申請書様式やテーブルを分けているが、窓口来庁者には分かりづらい。また、他係の証明書の出し方が分からないため、お客様を待たせてしまう場合がある。
・法務局で登記をする際に必要となる、手数料に反映されない固定資産評価額通知書の発行件数が相当数あり 発行するための所要時間を要する。

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	証明書発行件数	件	1,530				
	証明書発行手数料	円	592400				
成果指標	窓口対応に関する苦情件数	件	目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

特になし

改善改革(案)

・業務知識及び窓口対応の際の疑問、経験は係及び課内で時間を置かずに共有しあう。
・申請書記載用テーブルを刷新し、申請者が直感的に記載できるレイアウトにする。
・頻繁に発行される証明書は課内で申請者の権原確認等注意事項・方法を共有し、誤りのない証明書を速やかに発行できるようにする。
・情報連携により通知書発行件数を減らすことができないか、法務局と協議を行う。

管理No.	0136-000	名称	証明書等発行・窓口相談業務	予算額 (参考)	20千円	必要人員	1.00／人・年	部署名	税務課 資産係
地方税法の規定により、市町村が備えなければならない固定資産課税台帳に登録されている内容の証明を発行するもの。また、住民サービスの一環として窓口において閲覧、相談等の業務を行う。 1 主な証明書等の種類 (1)資産評価証明書 300円/枚 …登記申請、融資、相続税申告等に使用する。 (2)無資産証明書 300円/枚 …市街化調整区域内の家屋新築時の申請書類等に使用する。 (3)公課証明書 300円/枚 …確定申告、資産の売買等に使用する。 (4)課税台帳兼名寄帳の写し 300円/枚 …資産内容を詳しく確認したい場合に使用する。 (5)住宅用家屋証明書 1,300円/枚 …家屋の法務局登記時における登録免許税の減免を受けるために使用する。 (6)地番現況図 300円/枚、航空写真図 600円/枚、重ね図 900円/枚 …資産の位置を確認する際に使用する。境界確認等には使用できない。 ※1 ADWORLDシステムから単純に出力するだけではなく、申請者の取得権限の確認、土地の近傍地単価計算など、多岐にわたる判断が必要となる。 ※2 他係に属する証明書も、確定申告期間や窓口混雑時に発行している。 2 課税台帳の閲覧 地方税法第382条の2に基づき、納税義務者等が自らが所有する固定資産の課税台帳を見ることができる。 閲覧手数料は1件につき300円だが、価格等縦覧帳簿の縦覧期間中は無料。 課税台帳の写しを交付する場合は、縦覧期間かどうかに関わらず1枚300円。(交付の場合は、縦覧制度の意図から外れるため。) 3 価格等縦覧帳簿の縦覧 地方税法第416条に基づき、納税者等が自らが所有する固定資産の評価額が周りの価格と比較できるように、所在地ごとに課税客体が一覧になっている価格等縦覧帳簿を備え付ける。 縦覧期間は毎年4月1日から最初の納期限の日まで。 4 窓口相談 (1)死亡届手続きに伴う相続案内 ・本年度の残り納付額を相続人に納付していただくため、必要に応じて納付書を発行する。(被相続人の口座振替であった場合や納付書紛失の場合。) ・固定資産税の基準日が1月1日であることから、出来るだけ年内に相続登記をしていただくため、法務局のチラシや司法書士会員の一覧をお渡しする。 (2)土地単価の確認 ・公開用路線価図などを確認して回答する。 ・あくまでそのエリアの標準単価や路線価格を回答のみで、指定された土地の課税に関する数値は個人情報なので回答できない。 (3)相続税申告に伴う評価倍率の確認 ・税務署のホームページで相続税路線価図や倍率表を確認し、対応する価格をお伝えする。 ・詳しい話は管轄である税務署に相談するように勧める。 5 窓口メンテナンス (1)窓口テーブルの清掃、整理整頓 (2)申請書記載台の日付変更 (3)申請書や証明書用紙の補充 (4)期限切れのポスターがないか確認する (5)窓口対応後に来庁者の忘れ物がないか確認する									
関係する根拠法令等 地方税法、矢巾町税条例					災害時優先度	発災から24時間以内に業務再開が必要			概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					町税等収納管理業務	税務課	収納係	鎌田大樹
管理No.		0137-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	矢巾町納税者
	受益者	同上
意図	地方税法等に基づき、町税等の適正・公平な収納かつ納税しやすい環境づくりを推進することにより、納税意識の向上を図ることで自主財源の確保に努め、公共サービスの充実に生かす。	
手段	・窓口業務(納付、証明書発行) ・収納データ消込 ・督促状発送 ・領収書発送 ・広報	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	法定業務であり、町税等制度の趣旨から町が実施する必要がある。
成果に対する「有効性」	A	収納率の向上が自主財源の確保に直結することから有効性は妥当である。
事務事業内容の「効率性」	C	法定業務であり、効率性よりも適切な業務が重視される。
実施に係る「緊急性」	A	現状の税制度が続く限り、恒常的に続けていく必要があり、常に実施する必要がある。

課題 (若しくは「問題」等)

・納税意識の低い者に対する意識改革の方法。 ・納税環境の変化への対応(キャッシュレス決済等への対応、金融機関に対する口座振替依頼情報媒体(フロッピーディスク)からの変更)
--

【(旧) Change シート】

指標 (効果)

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	税務課窓口納付件数	件	2,597件				
	納付件数	件	100,140件				
	町広報誌及びHP記事掲載	件	1件				
成果指標	現年分収納率	%	目標値		1	1	1
			実績値	0.9934			
			目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望 (「外部の意見」など)

・クレジットカード払いの要望 ・一括納付による割引制度の要望



改善改革(案)

・窓口等での根気強い説明。差押・公売等の積極実施。 ・納付方法の充実による納付しやすい仕組みの構築。 ・フロッピーディスクからネットワークによるデータ通信への対応

管理No.	0137-000	名称	町税等収納管理業務	予算額 (参考)	4,319千円	必要人員	1.50／人・年	部署名	税務課 収納係
・収納データの消込 納付書(毎日)、コンビニ納付(毎日)、口座振替(月2回)、年金特徴(2月に1回) ・督促状発送 各納期限から20日以内に発送。(月末期限と10日期限のものがあるため月2回) ・領収書発送 口座振替をした方に対して、領収書ハガキを発送する。(月末の通常振替と15日の再振替があるため月2回) ・証明書発行 軽自動車の車検に必要な場合等。(随時)									
関係する根拠法令等 国税徴収法、地方税法						災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					確定申告に係る事務（収納係）	税務課	収納係	鎌田大樹
管理No.				0138-000	事業コード			

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	確定申告者
	受益者	上記者およびその家族
意図	各自でできるよう確定申告及び住民税申告の作成を支援しつつ、滞納者と接触する機会を得て所得税還付金情報の収集・差押などに繋げる。	
手段	・確定申告がスムーズに行われるよう申告書の確認 ・確定申告受付窓口での対応 ・申告会場内での電子申告の周知	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	町税収納に直接関係してくる内容であり、町が実施する必要がある。
成果に対する「有効性」	A	音信普通の滞納者と接触できる機会が得られる可能性が高く、有効性が高い。
事務事業内容の「効率性」	C	通常業務に加えて対応するため負担が増えるが、効率性よりも適切な業務が重視される。
実施に係る「緊急性」	A	現状の税制度が続く限り、恒常的に続けていく必要があり、毎年実施する必要がある。

課題（若しくは「問題」等）

・確定申告時期に入ると、他の業務に割く時間を確保・調整することが難しい。 また、窓口業務の対応が人数不足となり、対応が遅れる場合が生じる。
--

【（旧）Change シート】

指標（効果）

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	申告業務対応日数	日	48日				
	職員一人あたりの研修会参加日数	日	4日				
成果指標	確定申告来場者数	名	目標値		1800	1800	1800
			実績値	1942			
	還付金差押処理件数	件	目標値				
			実績値	1			
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

申告書の記載方法等がもっと分かりやすくないか。

改善改革(案)

・OB職員等への協力依頼 ・期限付職員の採用

管理No.	0138-000	名 称	確定申告に係る事務（収納係）	予算額 （参考）		必要人員	0.30／人・年	部署名	税務課 収納係
・収支内訳書作成相談会（1人当たり2～3日。9:00～16:00。） 2月上旬に1週間程度、確定申告に使用する収支内訳書の作成相談会を実施。書類の書き方について指導を行う。 ・確定申告受付（1人当たり10日前後。8:30～15:30。） 2月16日から3月15日までの1か月間、当番制で対応し来客者の確定申告受付を行う。 この期間は確定申告会場対応のため税務課事務室材質職員数が通常の半数となることから窓口対応に要する時間が増える。									
関係する根拠法令等						災害時優先度	発災から25時間から72時間までに業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					過誤納付還付業務	税務課	収納係	鎌田大樹
管理No.		0139-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	過誤納金発生者
	受益者	同上
意図	地方税法等に基づき、過誤納付のあった金額について、確認後速やかに他課税科目未納額への充当及び還付処理を行う。	
手段	・充当・還付金情報確認 ・充当・還付通知書発送	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	法定業務であり、町税等制度の趣旨から町が実施する必要がある。
成果に対する「有効性」	A	還付金発生確認後速やかにかつ確実に還付するため、連絡の取れない対象者を把握することが必要である。
事務事業内容の「効率性」	C	法定業務であり、効率性よりも適切な還付業務が重視される。
実施に係る「緊急性」	B	法定期限内に適切に還付処理する。

課題（若しくは「問題」等）

・複数年にわたり数件の者と連絡が取れず、長期還付未済者が存在する。 ・年度や課税更正の内容によって金額が変わるため、予算額の見込みを立てるのが困難である。状況により、補正予算対応とせざるを得ない場合がある。 ・対象となる期月分に納付しなかった分を翌期月に合算して納付する等、仕組みを理解せずに納付するケースが多い。

【(旧) Change シート】

指標（効果）

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	充当及び還付金額の把握	%	1				
	還付処理件数	件	834件				
成果指標	音信不通の還付未済者発生数	件	目標値	14件	13件	12件	11件
			実績値	16件			
			目標値				
			実績値				
			目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

特になし。

改善改革(案)

連絡先等の情報収集に努める。

管理No.	0139-000	名称	過誤納付還付業務	予算額 (参考)	35,293千円	必要人員	1.00／人・年	部署名	税務課 収納係
・毎月上旬に賦課担当が課税更正を行い、その結果を受け毎月中旬以降に充当・還付処理を行う。 ・納税者が納付額及び納付期月を誤ったため過誤納付発生するケースが多く、同じミスを数か月繰り返す事例もある。広報や連絡等のみでは解決できない。 ・還付処理に必要なシステムの操作が複雑であるにも関わらず、マニュアルがない。									
関係する根拠法令等 国税徴収法、地方税法						災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料

判別	款	項	目	区分	事務事業名称	担当課	担当G	担当者名
					町税等滞納管理業務	税務課	収納係	鎌田大樹
管理No.		1115-000		事業コード				

総合計画「施策の方向」
7-4-11 効率的な行財政経営

事務事業の方向性
維持

事務事業 概要

対象	対象者	矢巾町滞納者
	受益者	滞納者を除く矢巾町民
意図	自主財源を確実に確保するとともに、不良債権の処理を促進し、滞納者の滞納を解消する。	
手段	・窓口納税相談 ・催告書等発送 ・滞納者実態調査 ・搜索、差押・換価等	

性質別 評価結果

性質	結果	説明
町が実施する「必要性」	A	法定業務であり、町税等制度の趣旨から町が実施する必要がある。
成果に対する「有効性」	A	滞納額が過大となる前に直接接​​触の機会を持つことで、心理的に早期完納を促す効果が高いと考えられる。
事務事業内容の「効率性」	C	法定業務であり、効率性よりも適切な業務が重視される。
実施に係る「緊急性」	A	現状の税制度が続く限り、恒常的に続けていく必要があり、常に実施する必要がある。

課題（若しくは「問題」等）

・滞納者の高齢化に伴い、窓口での折衝が難しい滞納者への対応や年金収入のみの場合に年金差押の対応などが増加する可能性がある。また、滞納者の死亡により、相続人調査件数も増加傾向にあり、官公庁への戸籍調査や家庭裁判所への相続放棄調査などに非常に時間を要する。 ・完納の目途が立たない長期少額分納者への対応。 ・業務に関し必要不可欠なノウハウが多くあり、適切な継承が行われるための適切な人事異動サイクルの見極めが課題である。
--

【(旧) Change シート】

指標（効果）

			2年度	3年度	4年度	5年度	(6年度)
活動指標	差押・公売件数	件数	40件				
	滞納者数	件数	412件				
	分納者数	件数					
成果指標	滞納繰越分収納率	%	目標値	0.15	0.15	0.15	0.15
			実績値	0.1415			
	臨戸訪問の実施	件	目標値				
			実績値				
		件	目標値				
			実績値				

住民等からの意見要望（「外部の意見」など）

自分が何の税目でどのくらい滞納しているか分からない。

改善改革(案)

・地道かつ継続的な調査。 ・執行停止の実施検討。分納の考え方改善。 ・システムの効率化・簡略化 ・人事異動サイクルの計画

管理No.	0001-000	名 称	町税等滞納管理業務	予算額 (参考)	4,887千円	必要人員	1.50／人・年	部署名	総務課 庶務係
・催告所等発送 督促状の期限を過ぎた滞納者に対して発送。(随時) ・滞納者実態調査 差押対象者の財産を把握するため、各所(官公庁、金融機関など)に調査照会を行う。(随時) ・臨戸訪問 現地調査を行うなどして状況を確認する。 ・搜索・差押・換価 滞納者の財産(動産、不動産、預金など)を差押及び換価し、滞納税額に充当する。(随時) ・納税相談 分納など。(随時)									
関係する根拠法令等 国税徴収法、地方税法						災害時優先度	発災から1週間までには業務再開が必要		概要説明資料